



災害復興支援状況報告

災害復興支援委員会 副委員長 本元 宏和

今年6月に原発事故子ども・被災者支援法が制定されましたが、避難生活の長期化に伴い、生活面、精神面での支援活動がますます必要とされているところ、第5条で定められた「基本方針」の策定が急務の課題となっています。今年3月から7月にかけて大阪府下に避難している86世帯の方々から聞き取り調査を行って把握できた実態やニーズ、また、7月21日に開催したシンポジウムでの議論の成果をふまえ、20ページにわたって具体的な施策をまとめ、提言を行うこととしました。

以下では、当委員会の本年11月における活動を報告します。

◆ 「原発事故子ども・被災者支援法第5条に定められた『基本方針』の策定に関する意見書」を提出しました

上記のとおり、「基本方針」の策定に関して提言を行うべく、11月15日付けで「原発事故子ども・被災者支援法第5条に定められた『基本方針』の制定に関する意見書」を公表し、内閣総理大臣と復興大臣に提出しました。

この意見書は、①少なくとも、年間放射線量1ミリシーベルトを超える地域を「支援対象地域」とすべきである、②避難に伴う移動、移動先における住宅の確保、子どもの学習、就業の支援、行政サービスの提供、医療や心身の健康保持、帰還への支援等について、具体的な施策を盛り込むべきである、③避難者を構成員とする委員会を設置し、積極的に意見交換会を行うなどして、全国の被災者のニーズを集約して、「基本方針」を早急に策定すべきであることの3点を骨子とするものです。

ここでは紙面の関係上、骨子の概要のみしか紹介できませんが、大阪弁護士会のホームページで全文を閲覧できますので、ぜひともお読みいただき、ご

意見をお寄せいただきたいと思いますと考えております。

◆ ホットネットおおさか主催の「避難者がつくる地方公聴会 in 大阪」への協力

11月27日に、ホットネットおおさか（大阪府下避難者支援団体等連絡協議会）の主催で「避難者がつくる地方公聴会 in 大阪」が開催されました。

150名もの方が参加され、9名の避難者の方が招致した復興庁に切実な思い、訴えを直接伝えることができました。

避難者の声を施策に反映させるために極めて有益ですので、今後もこのような機会を設けていきたいと考えております。

◆ 弁護士会館での無料震災電話・面談相談

先月から、事務所待機形式に変更しましたが、11月の相談件数は電話相談が4件、面談相談が2件でした。

件数自体は多くありませんが、これまでにも無料相談が有益であったとのご意見を頂戴しており、窓口が毎日開いており、無料で気軽に相談を受けられることの重要性は、今も変わるところはありません。

今後も、状況を見ながら、相談体制を継続していきたいと考えています。

◆ 大阪弁護士会ニュースの発行

大阪弁護士会ニュース第14号を発行しました。表面では、被災ローン減免制度（個人版私的整理ガイドライン）について分かりやすく説明し、裏面では、上記意見書の提出等について報告しております。

これまで同様、大阪弁護士会のホームページで閲覧できますので、ぜひご一読ください。